

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度

定期監査(中・後期)(元監査第 151 号)分

(長野市教育委員会分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和4年度の措置状況	担当課	
<p>(意見)2 消防用設備等の適正管理について (報告書12ページ)</p>	<p>消防法第17条では、消防用設備等について、消火、避難その他消防活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置及び維持しなければならないとしている。また、消防法施行規則第31条の6では、毎年1回の点検を行うものとしている。</p> <p>消防用設備等を設置している施設の所管課では、業務委託により点検を実施しているところであるが、平成30年度に行った集会所、公民館、図書館及び小中学校の消防用設備等点検において、煙感知器の不作動、自動火災報知設備の感知器作動不良、表示灯点灯不良等の施設があった。</p> <p>所管課では、順次、改修等を行うこととなっているが、1年以上放置されているものがある。</p> <p>直ちに罰則は適用されないものの、小中学校はもとより、不特定多数の市民が利用する集会所、公民館等においては、常に安全性を確保しておく必要がある。所管課においては、重大な事故を引き起こすことのないよう、早急に改修等を行われない。</p>	<p>表示灯点灯不良箇所の内、2箇所については、令和元年度中に修繕を完了した。</p> <p>この他、施設が古いため更に老朽化が進んで修繕が必要となった誘導灯2箇所や、指摘を受けている自動火災報知機3箇所及び詰替えの必要な消火器5本について、令和2年度中に修繕を予定している。 (2総第111号R2.6.24)</p>	<p>指摘のあった不良等箇所は令和3年度までに順次更新し、令和4年7月4日実施した点検の結果、修繕の必要な箇所は認められなかった。</p>	<p>家庭・地域学びの課 南部図書館</p>